

地縁団体認可 ハンドブック



岐 阜 市

はじめに

地縁団体の認可申請等は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）等に従い行いますが、このハンドブックは、自治会等の地縁による団体が、法人格を取得するための手続き等について、概要を示したものです。

なお、記載内容は予告なく変更になることがありますので、手続きされる場合はあらかじめお問い合わせ下さい。

参考法令、文献

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）
- 一般社団法人及び一般法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
- 岐阜市役所認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例
（平成4年9月24日条例第39号）
- 自治会、町内会等法人化の手引 第4次改訂版
（地縁団体研究会編集、（株）ぎょうせい発行、令和5年12月11日発行）

目 次

地縁団体の法人化	
地方自治法一部改正にいたる経緯	1
地縁による団体とは	1
認可の要件	1
認可を受けた団体の権利能力	2
認可申請に必要な書類	2～6
申請から認可までの流れ	7
税金について	8
認可地縁団体の印鑑について	9
Q & A	10～14
様式集	
認可申請書	15
規約（参考例）	16～22
財産目録（参考例）	23
総会会議録（参考例）	24～25
自治会構成員名簿	26
代表者とすることの定め	27
承諾書	28
裁判所による処分の有無	29
代理人の有無	30
認可地縁団体印鑑登録申請書	31
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	32
委任状	33
告示事項変更届出書	34
規約変更認可申請書	35
地縁団体台帳交付請求書	36

地縁団体の法人化

1. 地方自治法一部改正にいたる経緯

自治会、町内会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられ、その保有不動産について、自治会等の名義で不動産登記をすることができませんでした。

このため、平成 3 年の地方自治法の改正により、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

更に令和 3 年度の一部改正により、不動産の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることが可能となりました。また、令和 5 年の改正で認可地縁団体は、総会の議決により同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

2. 地縁による団体とは

地方自治法（以下「法」といいます。）第 260 条の 2 において法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」です。

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（法第 260 条の 2 第 1 項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、

- ① 青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することの他に性別や年齢などの条件が必要な団体
- ② 活動目的がスポーツや芸術など限定的に特定されている団体は、地縁による団体とは考えられません。

3. 認可の要件

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわた

って存続している区域の現状によらなければならないこと。

- ③ 地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。この規約には(1)目的、(2)名称、(3)区域、(4)主たる事務所の所在地、(5)構成員の資格に関する事項、(6)代表者に関する事項、(7)会議に関する事項、(8)資産に関する事項が定められていなければならないこと。

4. 認可を受けた団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できます。また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できます。

なお、認可後地縁団体が不動産の名義変更や登記を行うことができます。
(P7参照)

5. 認可申請に必要な書類について

必要書類一覧

- ①認可申請書 (P15)
- ②規約 (P16 から P23)
- ③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (P24, P25)
- ④自治会構成員名簿 (P26)
- ⑤その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ⑥申請者が代表者であることを証する書類 (P27, P28)
- ⑦区域を示した図面
- ⑧裁判所による代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無 (P29)
- ⑨代理人の有無 (P30)

以下に具体的な説明を示します。

(1) **認可申請書** (P15)

法施行規則第 18 条に定める様式に従って作成する必要があります。認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載することとされています。

ます。

(2) **規約** (P16～P23)

法第 260 条の 2 各項に従った内容とする必要があると同時に、法第 260 条の 3 から法第 260 条の 48 までの内容に従ったものとする必要があります。

ア 目的

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけではなく広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

イ 名称

地方自治法上地縁による団体の名称についての制限はありません。したがって「〇〇〇自治会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令において名称の使用制限（例えば、商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできない。）がある場合に、これに従う必要があるのは当然です。

ウ 区域

地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。

エ 主たる事務所

「主たる事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、住居表示又は地番及び家屋番号により定めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能と考えられます。

オ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、援助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

カ 役員に関する事項

法 260 条の 5 で「認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない」とされており、法第 260 条の 11 及び第 260 条の 12 で監事についても規定されています。したがって、代表者（会長）一人を必ず選出する必要があり、また、一人又は複数人の監事を置くことが適当です。

キ 会議に関する事項

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の策定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認、認可地縁団体の活動上重要な資産の処分等が含まれることは当然といえます。

総会は、法第 260 条の 13 により、少なくとも毎年 1 回開催する必要があります。また、法第 260 条の 4 により、年度終了後 3 か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を毎年度終了後 3 か月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。

総会を開催することなく書面又は電磁的方法による議決を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会の開催の省略を認めます。

ク 役員会

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とするのが適当です。もっとも、監事は役員会の構成員にはなれませんが、役員会に出席し、会務の適切な執行のため意見を述べるべきと考えられます。なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられます。

ケ 資産に関する事項

資産については法第 260 条の 2 第 3 項 8 号に基づき、規約において資産に関する事項を定める必要があり、資産に関する事項としては、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておくことが適切です。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、法第 260 条の 4

に基づき設立時及び毎年（年度）初3か月以内に作成することとなっている
ものであり、その様式はP23のとおりです。

(3) **認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類**

(P24, P25)

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写しで、
議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものでよいと解されま
す。総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ
ばなりません。

- ① 日時及び場所
- ② 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

(4) **自治会構成員の名簿** (P26)

特に様式は定められていませんが、構成員全員の氏名、住所を記載し
たものである必要があります。構成員とは、区域に住所を有する個人で
あれば年齢、性別を問わないこととされていますので、会員である場合
には子供の名前なども記載する必要がある点に注意してください。

反対に、会員でない者（子供などが考えられます。）については、区域
に住所を有する個人であっても構成員ではないので、名簿への記載は不
要です。

なお、住所は住居表示が行われている場合にはこれに従って記載する
こととなります。

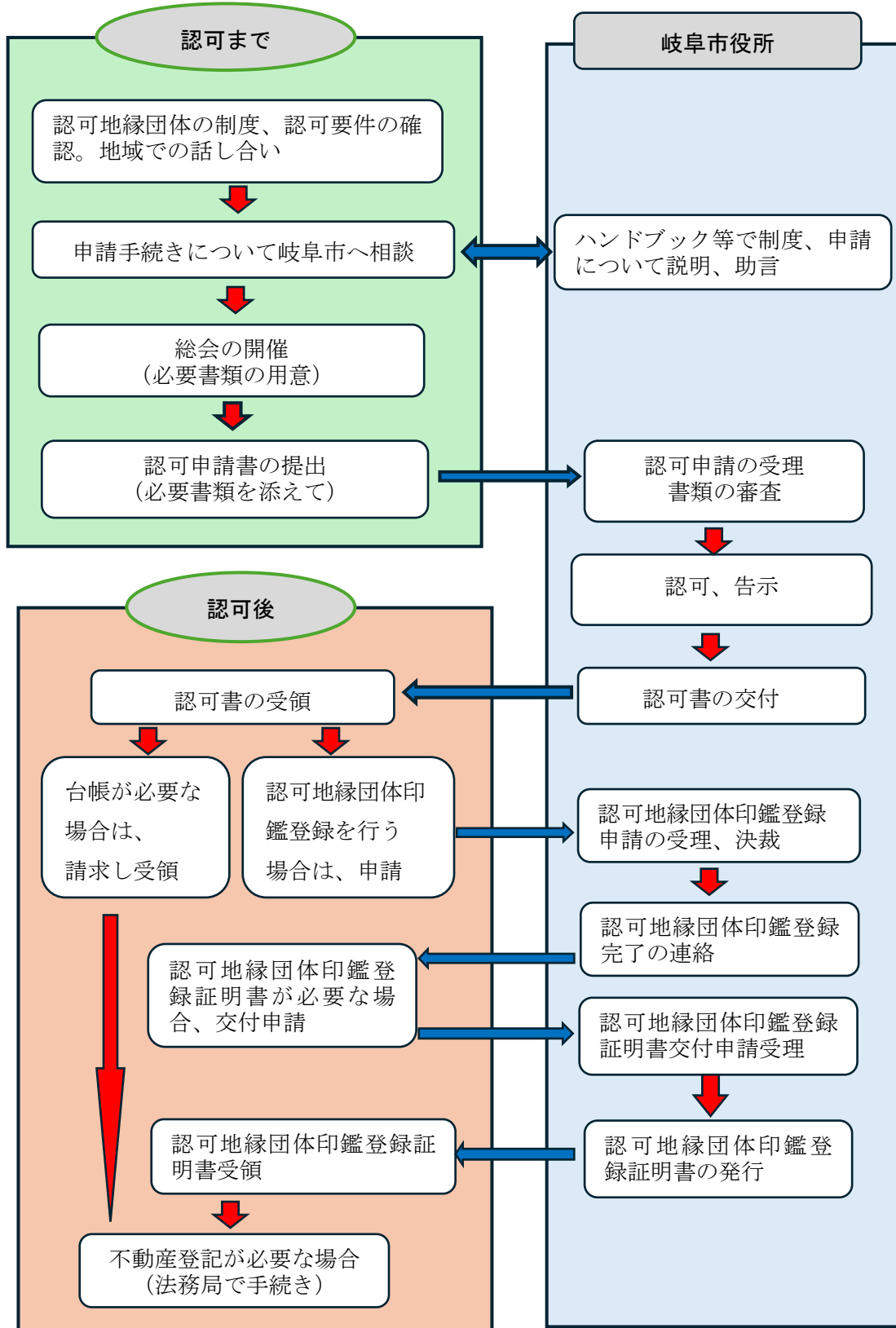
(5) **その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好
な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っている
ことを記載した書類**

一般的には、前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等で
よいと考えられます。ただし、当該報告書の内容として、具体的な活動
内容がわかる程度の記載は必要となります。また、広く地域的な共同活
動の内容を記載することとし、特定活動のみを記載することのないよう
に、注意する必要があります。

(6) **申請者が代表者であることを証する書類** (P27, P28)

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名または記名押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等で、申請者本人の署名または記名押印のあるものの写しです。

申請から認可までの流れ



税金について

認可地縁団体の税制上の取扱いについては、制度の創設時に、権利能力取得の前後で同一とするための措置が講じられました。この結果、現在権利能力なき社団である自治会等が保有する不動産等を、認可を受けた地縁による団体の所有名義とする際（無償譲渡による）には、譲渡所得について課税がされないこととされました。

平成 20 年 12 月に施行された公益法人改革において、公益目的事業に「地域社会の健全な発展を目的とする事業」が掲げられたことから、地域社会に着目して事業を行う法人についても公益性が認められることとなりました。すなわち、認可地縁団体は、その区域において良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として設立される法人であり、まさに、税法上公益性を有する法人としての取扱がされたと考えられます。

これにより、平成 21 年度の税制改革において、公益を目的とする事業を行う法人であることが明確化された認可地縁団体は、みなし譲渡所得の非課税承認申請の対象法人とする措置が講じられました。具体的には、以下の案件を満たした上で、税務署に対して非課税承認申請を行うこととなります。

- 規約に定める資産に関する事項に、当該法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体、公益社団法人又は公益財団法人に帰属する旨の定めがあること。
- 規約に定める資産に関する事項に、剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。

(注) 一般的な税制度の説明であるため、認可前に必ず担当機関へ確認下さい。

関係機関問い合わせ一覧

岐阜北税務署（JR以北）	岐阜市千石町1-4	☎262-6131
岐阜南税務署（JR以南）	岐阜市加納清水町4-22-2	☎271-7111
岐阜県税事務所	岐阜市藪田南5丁目14-53 不動産取得税第一係	☎214-6914
岐阜地方法務局	岐阜市金竜町5-13	☎245-3181
岐阜市役所 資産税課	岐阜市司町40-1	☎265-4141

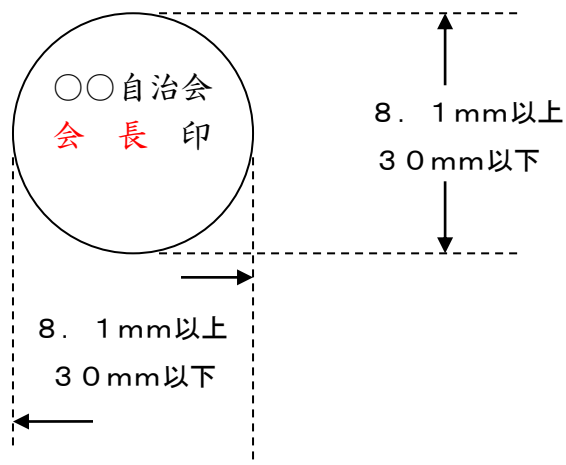
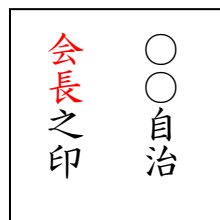
認可地縁団体の印鑑について

以下のいずれかにあてはまるものは、印鑑として登録できません。

1. ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
2. 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
(8. 1mm以上30mm以下の印鑑にしてください)
3. 印影を鮮明に表しにくいもの

その他注意事項

- ・ 印鑑は角印でも丸印でも構いません。



Q&A

Q 1 認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」と改められましたが、これにより法人格を得る団体として、どのような目的を持った団体を想定していますか。また、今後認可地縁団体となるメリットはありますか。

A 1 法人格を取得する目的として、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が考えられます。従来、認可の目的が不動産等の保有に限定されていることにより、不動産を保有しない団体がリサイクル品の集団回収や防犯灯のLED化等の業者との契約や銀行口座を団体名義で行うことを断念した事例などがあり、こうした団体に法人化の道が開かれることとなります。

Q 2 代表者が変わった場合、届出は必要ですか。

A 2 変更が生じた場合速やかに届出が必要です。規約の変更等必要な手続きや提出書類が必要となりますので事前に準備するようにして下さい。
また、自治会長等の交代時には認可地縁団体の引継ぎを確実にを行い、変更の届出が未済とならないようにして下さい。

Q 3 規約を変更する場合はどのような手続きが必要ですか。

A 3 総構成員の四分の三以上の同意が必要です。認可を受けなければ、その効力を生じないため、必要書類を添えて速やかに規約変更認可申請を行って下さい。

Q 4 登録印鑑の変更はできますか。

A 4 変更する場合は廃止と新たに登録が必要です。紛失された場合は速やかに廃止の申請を行って下さい。

Q 5 財産目録で資産について定める必要があるが、地縁団体の認可時に不動産登記（予定）とした場合、法務局へ登記後あらたに「予定」を削除し規約の変更が必要ですか。

A 5 次回の財産目録の作成時に修正すればよいです。（P23参照）

Q 6 自治会が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下に置かれることになりますか。

A 6 地方自治法第260条の2の趣旨は、市町村が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な条件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民の皆さんが自主的に活動するものであり、市の行政権限を分担したり、市の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 7 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

A 7 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q 8 一の地縁による団体が所在する地域に、更に連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

A 8 自治会等の活動によっては、二重構造となっている状態もあると思われます。地方自治法上は、1地域1団体とすることは要請されておらず、あくまで地縁による団体の現況により判断することとされています。

したがって、連合会という名称を用いている団体であっても、地方自治法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となりますが、例えば連合会がいくつかの地域による団体そのものを構成員とするようなものであれば、地方自治法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはならないものです。

Q 9 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A 9 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象となります。

Q 10 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A 10 マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても認可の対象となることはありません。

Q 11 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にどのような活動なのでしょうか。

A 11 その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。また、近年では、高齢者への生活支援や地域交通の維持等、幅広い活動を行う団体もあります。

Q 12 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

A 12 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q 1 3 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

A 1 3 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には、年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要する場合があります。

Q 1 4 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

A 1 4 地縁による団体の構成員は、自然人たる住民であり、外国人であっても、住民であれば地縁による団体の構成員として含まれます。

Q 1 5 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 1 5 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また、地方自治法において特段の規定も設けられていないことから、神社の祠等の宗教的色彩のある資産を保有していたとしても当該地縁による団体が認可の対象となることは可能であると考えます。

Q 1 6 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

A 1 6 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の保有する資産については構成員の「総有」とみなされ、各人の持ち分を観念しないものであることから、持分の返還を主張することはできないものと解されています。

Q 1 7 認可地縁団体の事務の効率化や感染症対策などの観点から、総会を書面又は電磁的方法のみによる開催とすることはできますか。

A 1 7 2つの方法があります。1つは、地方自治法第260条の19の2第1項に基づき、総会で議決すべき事項について総会を開催せずに、書面又は電磁

的方法による議決を行うことに全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、書面又は電磁的方法により議決を行う方法です。

もう1つは、同条第2項に基づき、総会における議決事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による議決があったものとみなす方法です。

Q 1 8 地方自治法260条の18第3項に規定される電磁的方法による表決とは具体的に何を指しますか。

A 1 8 具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

Q 1 9 その他認可後の手続きはありますか。

A 1 9 解散、合併や不動産登記の特例があります。事案が発生する場合は事前にお問い合わせ下さい。

【発行】

岐阜市市民協働生活部市民活動交流センター
〒500-8076 岐阜市司町40-5
☎058-214-4791
E-mail: comm-act@city.gifu.gifu.jp

年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主な事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類に添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇自治会規約 (参考例)

第一章 総則

(目的)

第一条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 二 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 三 集会施設の維持管理
- 四 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 五 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称)

第二条 本会は、〇〇〇〇〇会と称する。

(区域)

第三条 本会の区域は、岐阜市〇〇〇町〇丁目〇番〇号から□丁目□番□号までの区域とする。

区域が明確にわかるよう住宅地図等に境界線を表示して別紙添付してください

(主たる事務所)

第四条 本会の主たる事務所は、岐阜県岐阜市〇〇〇町〇丁目〇番〇号におく。

第二章 会員

(会員)

第五条 本会の会員は、第三条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第六条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

別紙1参照

(入会)

第七条 第三条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではない。

(脱会等)

第八条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には脱会したものとする。

- 一 第三条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - 二 本人から本会の定める脱会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第三章 役員

(役員の種類)

第九条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 〇人
- 三 その他の役員 〇人
- 四 監事 〇人

(役員を選任)

第十条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第十一条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- 一 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- 二 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- 三 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第十二条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - 一 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

二 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第四章 総会

(総会の種別)

第十三条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第十四条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第十五条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第十六条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。

二 総会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

三 第十一条三項第四号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において議決をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による議決をすることができる。

4 前項の場合において、その議決は総会の議決と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第十七条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第二項第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第十八条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第十九条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第二十条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において議決すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電

磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による議決があったものとみなす。

3 前項の場合において、その議決は総会の議決と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第二十一条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

一 ○○○○○○○○

二 ○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第二十二条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第十九条及び第二十条の規定の適用については。その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第二十三条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

三 開催目的、審議事項及び議決事項

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第五章 役員会

(役員会の構成)

第二十四条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第二十五条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会の議決した事項の執行に関する事項

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第二十六条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の一以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があつたときは、その請求のあつた日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第二十七条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第二十八条 役員会には、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第二十九条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

一 別に定める財産目録記載の資産

二 会費

三 活動に伴う収入

四 資産から生ずる果実

五 その他の収入

別紙2参照

(資産の管理)

第三十条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第三十一条 本会の資産で第二十九条第一号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第三十二条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第三十三条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第三十四条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第三十五条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第三十六条 この規約は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得、かつ、岐阜市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第三十七条 本会は、地方自治法第二百六十条の二十の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の四分の三以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第三十八条 本会は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得、かつ、岐阜市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第三十九条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

第八章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第四十条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第四十一条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第三十三条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第三十五条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。

(別 紙 1)

会費等の規定 (参考例)

- 1 入会金及び会費については以下のとおりとする。ただし、複数の構成員が同居、生計を一にする世帯を構成している場合は、1世帯で1構成員の会費を納入するものとする。

- 2 自治会入会金 ○○○円
 (借家の場合) ○○○円

- 3 自治会月会費 ○○○円
 ただし、母子家庭(子供が未成年の場合)及び独居老人(65歳以上)は半額とする。



(別紙 2)

【財産目録】 (参考例)

年 月 日

区分	所在数量等	金額 (評価額)	備考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行××支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費 ◆◆名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車輛運搬具			
5 什器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇〇分利国債			
資産合計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負債合計		B	
差引正味財産 (A-B)			

(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

2 備考の欄には、使用目的、寄附者その他を記入すること。

〇〇〇自治会総会 会議録 (参考例)

1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時〇〇分開会
午後〇〇時〇〇分閉会

2 場 所 岐阜市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇公民館

3 構成員 人
出席者 人 (委任状による出席者を含む。)
(欠席者 人)

監事、会計監査の氏名

4 総会に付した議案

- (1) 議長の選出について
- (2) 議事録署名人の選出について
- (3) 議案
 - ア 〇〇自治会規約の一部改正について
 - イ 地方自治法第260条の2第2項の規定する地縁による団体の認可申請について
 - ウ 役員〇〇〇〇を会の代表にすることについて
 - エ 自治会区域の変更について

5 議 事

- (1) 開会
- (2) 議長選出
『会長一任』との声により、会長が〇地区〇〇〇〇氏を議長に選出。
- (3) 議事録署名人選任
『議長一任』との声により、議長が〇〇地区〇〇〇〇氏、〇〇地区〇〇〇〇氏を選任。

(4) 議事

ア ○○自治会規約の一部改正について

標記のことについては、別添資料のとおり賛成多数により承認可決。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項の規定する地縁による団体の認可申請について

○○公民館の敷地及び建物を登記するため標記認可申請については、賛成多数より可決。

ウ 役員○○○○を上記イにかかる会の代表者とするについて、賛成多数で同意。

エ 区域の変更について

当自治会の区域を別図のとおり変更することについて賛成多数で承認。

区域が明確わかるよう住宅地図等に境界線を表示して下さい

以上、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印をする。

○○年○○月○○日

議 長 ○ ○ ○ ○

議事録署名人 ○ ○ ○ ○

// ○ ○ ○ ○

上記は、○○年○○月○○日に開催された○○自治会総会の会議録であることを証明します。

○○年○○月○○日

○○自治会 会 長 ○ ○ ○ ○

// 副会長 ○ ○ ○ ○

_____自治会は、別添のとおり、 年 月 日に
総会を開催し、地方自治法第260条の2第2項の規定により認可申請するこ
とについて議決し、下記の者を本件申請に関する代表者とすることを定めた。

自治会代表 住 所 岐阜市

氏 名 _____

年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

承 諾 書

私は、地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、 年 月 日開催の議会の議決に従い、本件申請に関する _____自治会の代表者になることを承諾します。

年 月 日

住 所 岐阜市

氏 名 _____

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

団体の名称 _____

代表者名 _____

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏 名

住 所

(2) 無

* 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

代理人の有無

団体の名称 _____

代表者名 _____

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合
代理人 氏 名
住 所

(2) 無

* 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の議決によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

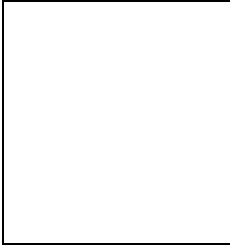
第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

登録しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主な事務所の所在地		
	(資格)氏名	() 印	生年月日 年 月 日
	住所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名 ⑩

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です 印鑑登録証明書を添付して下さい。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- (資格)氏名欄の氏名の次に押印する印は、本市において登録されている代表者等の個人の印を使用して下さい。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印して下さい。)
- (資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入のうえ、代理人の印を押印して下さい。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

登録されている 認可地縁 団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主な事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	年 月 日
	氏名			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 本人
 代理人

住所 _____

氏名 _____ (印)

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- (資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入して下さい。

委 任 状

令和 年 月 日

岐阜市長

住 所 岐阜市

氏 名 _____ ⑩

(署名又は記名押印)

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請

について

認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請

下記の者を代理人と定め、申請に関する権限を委任します。

記

住 所

氏 名

生年月日

申請書様式（第二十条関係）

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

総会の議事録等を
添付して下さい

記

1 変更があった事項及びその内容

告示事項に変更があった場合、
この申請書の提出が必要です。

なお、認可時の告示事項は

①名称 ②目的 ③区域

④事務所所在地

⑤代表者の氏名及び住所

2 変更の年月日

3 変更の理由

申請書様式（第二十二條関係）

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約に変更があった場合、
この申請書の提出が必要です。

地縁団体台帳交付請求書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

(請求者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の団体に係る告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

団 体 の 名 称	
主な事務所の所在地	

必要部数 地縁団体台帳の写し _____ 通

(岐阜市記入欄) 交付番号 _____